

会員の不正行為の調査・審理に関する規程

(総則)

第1条 会員の不正行為に関する調査・審理については、「定款」、「細則」、「倫理綱領」、「行動規範」、「規程」、「倫理委員会運営要綱」に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、会員に「定款」、「細則」、「倫理綱領」、「行動規範」、「規程」に違反する不正行為の疑いが生じた場合の取り扱いについて定める。

(審査請求受付)

第3条 会員の不正行為に関する申し立てについては、会長宛の「審査請求」として受け付ける。審査請求は、審査請求書を学会事務局に送付（郵送又は電子メール）するものとする。

第4条 会長は、倫理委員会委員長及び副会長（総務企画担当）と協議し、審査する必要があると判断した請求については、倫理委員会へ予備調査を依頼するとともに、その判断の結果を審査請求人に審査請求受付の日から原則20日以内に通知する。

(予備調査)

第5条 予備調査依頼を受けた倫理委員会委員長は、委員会内に委員長と委員若干名からなる予備調査委員会を設置する。予備調査委員会の委員長および委員は、審査請求人及び被審査人と利害関係がない者とする。予備調査委員会の委員長は委員の互選とする。

2 論文投稿に関する不正行為については、編修会議に予備調査を依頼し、該当部門の編修委員会及び論文委員会が予備調査委員会に代わるものとする。

3 研究費の不正使用については、研究経営会議に予備調査を依頼する。

第6条 予備調査委員会は関係資料を調査し、必要に応じて審査請求人の意見を聴取する。

第7条 予備調査委員会はその行為が「倫理綱領」等の違反に相当するか否か、審査を正式の調査・審理に進めるべき根拠があるか否かを速やかに判定し、審査請求人への通知の日から原則30日以内に倫理委員会委員長を介して、会長に報告する。

第8条 予備調査委員会が正式の調査・審理の必要の有無を判断した場合、会長は学会事務局を介し、その決定を速やかに審査請求人に通知する。

(審理)

第9条 正式の調査・審理が必要であると予備調査委員会が判断した場合には、会長は審理委員会を設置する。

- 第10条 審理委員会は委員長および委員5名以内で構成する。委員長および委員は会長が委嘱する。審理委員会には倫理委員会の委員2名以上が加わるものとする。また、論文投稿に関する不正行為については、編修会議（下部委員会を含む）から2名以上が加わるものとする。
- 第11条 審理委員会の委員長および委員は、審査請求人及び被審査人と利害関係がない者とする。また委員長および委員は、当該案件について審理の公正を疑われると自ら判断する時は、就任を辞退することができる。
- 第12条 審理委員会の委員長および委員の任期は、当該の審査請求に関する処置が終了するまでの期間とする。
- 第13条 審理委員会は開催毎に議事録を作成し、委員会の承認を得た後に、委員長が署名、捺印する。議事録には、開催の日時、場所、出席者、議事の内容、および結果について記録する。
- 第14条 審理委員会は、関係資料の調査を行い、また審査請求人、被審査人、その証人、および参考人から事情聴取を行う。事情聴取については、重要な供述の要旨を記録して供述調書を作成する。
- 第15条 被審査人は、審理委員会において意見を述べることができる。
- 第16条 審理委員会はこれらに基づき「倫理綱領等」への違反の有無、責任の所在、その重大さ等について判定し、措置の勧告案を決定する。
- 第17条 審理委員会委員長は審理結果と措置の勧告案をまとめ、議事録、供述調書等を添付して、委員会発足から原則50日以内に倫理委員会委員長および理事会に上申する。
- 第18条 審理結果に基づく措置の勧告案は理事会で可否決定する。理事会での措置の決定後、会長はその決定を審査請求人および被審査人に通知する。
- (処分)
- 第19条 処分の種類は、口頭注意、文書による戒告、会員資格停止、除名、その他とする。
- (異議申し立て)
- 第20条 審査請求人、被審査人は、審査結果と処分の決定に対する異議を、文書で理由を付し会長に申し出ることができる。ただし、異議申し立ては通知後原則20日以内とする。
- (再審理)
- 第21条 異議申し立てがあった場合、会長は必要と判断した場合は、再審理委員会を設置する。不要と判断した場合は、その旨を被審査人に通知する。
- 第22条 再審理委員会は委員長および委員5名以内で構成する。委員長および委員は、会長が委嘱する。審理委員会から再任する場合は、再審理申し立ての趣旨を勘案し、問題ないことを判断の上、委嘱する。

第23条 再審理委員会の審議は審理委員会のそれに準ずる。被審査人は、再審理委員会において意見を述べることができる。

第24条 再審理委員会は異議申し立てがあつてから原則50日以内に判定を行い、その結果を会長に報告する。会長はこの報告に基づいた最終決定を理事会に報告するとともに、審査人および被審査人に通知する。

(守秘義務と審理過程文書の非公開)

第25条 予備調査、審理、および再審理に関わつた者、ならびに理事会で審議に関わつた者は、そこで知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、調査、審理の過程で作成した議事録、供述調書等の文書は非公開とする。

(記録の管理)

第26条 学会事務局は、調査、審理の過程で作成した文書等の記録について、審理終了後10年間、保存、管理する。

(審理の結果の公開)

第27条 会長は、審理、再審理の結果を適切な形で公開する。

(改定)

第28条 本規程の改定は倫理委員会の提案に基づき理事会の決議により行う。

(付則)

1. 本規程は平成22年7月28日、理事会において承認、制定、施行する。

付1. 調査・審理フロー

